に対して適切に配慮すること。

キ　各段階の「Ａ表現」のイ（１段階はア）の楽器については，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 各段階で取り上げる打楽器は，簡単に演奏できる楽器，木琴，鉄琴，和楽器，諸外国に伝わる様々な楽器を含めて，児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ｲ) 各段階で取り上げる身近な楽器は，様々な打楽器，鍵盤ハーモニカなどの中から児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ｳ) ３段階で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，鍵盤楽器などの中から児童の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ｴ) 合奏で扱う楽器については，リズム，旋律，和音などの各声部の演奏ができるよう，楽器の特性を生かして選択すること。

ク　２段階及び３段階の「Ａ表現」のウの音楽づくりの指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 音遊びや即興的な表現では，リズムや旋律を模倣したり，身近なものから多様な音を探したりして，音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。

(ｲ) どのような音楽を，どのようにしてつくるかなどについて，児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。

(ｳ) つくった音楽については，指導のねらいに即し，必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については，図や絵によるものなど，柔軟に指導すること。

(ｴ) 拍のないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

ケ　各段階の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，気付いたり感じたりしたことを体の動きで表現したり，絵に描いたり，言葉で表現したりできるよう指導を工夫すること。

コ　２の目標及び内容の〔共通事項〕の(1)のアに示す「音楽を形づくっている要素」については，児童の発達の段階や指導のねらいに応じて，次の(ｱ)及び(ｲ)を適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて指導すること。

(ｱ) 音楽を特徴付けている要素

㋐　音色，リズム，速度，旋律，強弱，音の重なり，和音の響き，音階，調，拍，フレーズなど

(ｲ) 音楽の仕組み

㋐　反復，呼びかけとこたえ，変化，音楽の縦と横との関係など

サ　〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符，休符，記号や用語」については，児童の実態や学習状況を考慮して取り扱うこと。

シ　歌唱教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常の生活に関連した曲

(ｲ) 主となる歌唱教材については，(ｳ)の共通教材を含めて，人々に長く親しまれている音楽など，いろいろな種類の曲

(ｳ) 共通教材は，次に示すものとする。

「うみ」　（文部省唱歌）　林柳波（はやしりゅうは）作詞　井上武士（いのうえたけし）作曲

「かたつむり」　（文部省唱歌）

「日のまる」　（文部省唱歌）　高野辰之（たかのたつゆき）作詞　岡野貞一（おかのていいち）作曲

「ひらいたひらいた」（わらべうた）

「かくれんぼ」　（文部省唱歌）　林柳波（はやしりゅうは）作詞　下総皖一（しもふさかんいち）作曲

「春がきた」　（文部省唱歌）　高野辰之（たかのたつゆき）作詞　岡野貞一（おかのていいち）作曲

「虫のこえ」　（文部省唱歌）

「夕やけこやけ」　中村雨紅（なかむらうこう）作詞　草川信（くさかわしん）作曲

ス　器楽教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた，指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

(ｲ) 主となる器楽教材については，既習の歌唱教材を含め，主旋律に簡単なリズム伴奏を加えた曲。

セ　音楽づくり教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 児童の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

ソ　音や音楽の特徴を身体表現にするために適した教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 主となる教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，